

事務連絡
令和2年5月27日

都道府県一般廃棄物担当（部）局各位

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

廃棄物となった牛・豚の原皮の処理について（事務連絡）

一般廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

今般、別紙の通り、農林水産省から要請がまいりましたので、情報共有させていただくとともに、環境省から本件について、下記のとおり御連絡させていただきます。各都道府県担当者におかれては、貴管下市町村に御周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 廃棄物として牛・豚の原皮が排出された場合の廃掃法上の区分について

と畜場から発生した牛・豚の皮を塩蔵等の保存処理を行い、なめす前の状態にまで加工した皮を販売する事業者（以下、「原皮事業者」という）は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）による細分類5219「その他の農畜産物・水産物卸売業」に該当すると考えられる。そのため、細分類5219に該当する原皮事業者の事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、原皮が廃棄物となったものについては、事業系一般廃棄物に該当する。

2. 廃棄物となった原皮の処理に関する対応について

上記のとおり、原皮が廃棄物となったものについては、事業系一般廃棄物に該当することから、一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村においては、その処理が停滞することのないよう、原皮事業者からその排出や処理方法について相談があった場合には、廃棄物の区分に御留意の上、適切に御対応いただくようお願いする。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条

一～三 (略)

四 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

四の二 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物

五～十 (略)

十一 動物の死体 (畜産農業に係るものに限る。)

○日本標準産業分類(平成25年[2013年]10月改定)

➤ 畜産農業の分類

1. 酪農業

主として生乳を生産し、出荷する事業所をいう。

2. 肉用牛生産業

主として肉用牛を飼養する事業所をいう。肉用牛とは、肉用を主目的に飼養している牛をいう。この場合、牛の品種は肉専用種に限らず肉用目的に飼養している乳用種を含む。

(事例)

肉用牛肥育業；肉用子牛生産業

3. 養豚業

主として豚を飼養する事業所をいう。

4. 養鶏業

主として鶏卵の生産及び食鶏の飼養を行う事業所をいう。

5. 畜産類似業

主として実験用・愛がん用動物の飼育、農作物・森林の保護及び種族保護を目的とする動物の飼育を行う事業所をいう。かぶと虫、すず虫などの昆虫類(みつばち、蚕を除く)の飼育及びへびなどの飼育を行う事業所も本分類に含まれる。

(事例)

実験用動物飼育業(マウス、ラット、モルモット、うさぎなど)；愛がん用動物飼育業(カナリア、文鳥、犬など)；いたち飼育業；きじ飼育業；昆虫類飼育業(かぶと虫、すず虫など)；へび飼育業

(不適合事例)

うさぎ養殖業（実験用，愛がん用を除く）；毛皮獣養殖業；へび採捕業；
昆虫類採捕業；養ほう（蜂）業；養蚕農業

6. 養蚕農業

主として蚕の飼育及び蚕種の製造を行う事業所をいう。

（事例）

養蚕農業；蚕種製造業

7. その他の畜産農業

主としてその他の畜産物を飼育する事業所をいう。その他の畜産物とは、
馬，めん羊，やぎ，うさぎ（実験用，愛がん用を除く），鶏以外の家きん
（うずら，あひる，七面鳥など），毛皮獣などをいう。

（事例）

養ほう（蜂）業；毛皮獣養殖業（たぬき，きつね，ミンクなど）

➤ 原皮業の分類

1. その他の農畜産物・水産物卸売業

主としてその他の農畜産物及び水産物を卸売する事業所をいう。

（事例）

原皮卸売業；原毛皮卸売業；原羽毛卸売業；種実卸売業（製油用）；家畜卸
売業；家きん卸売業（愛がん用を除く）；卵卸売業；はちみつ卸売業；わら
類卸売業（加工品を除く）；生のり卸売業；海藻卸売業

（不適合事例）

缶詰・瓶詰食品卸売業；愛がん用家きん卸売業；愛がん用動物卸売業
[5599]；観賞用魚卸売業；乾燥卵卸売業；種実卸売業（製油用を除く）
[5599]；植木卸売業 [5599]；花卸売業 [5599]；酪農製品卸売業（バター，
チーズなど） [5227]；わら工品卸売業 [5512]；ハム・ベーコン・ソーセー
ジ卸売業 [5229]